

第7章 長寿リスク・DC型年金・年金税制[※]

——スウェーデンのケース——

馬 場 義 久

I. はじめに

1. 課 題

スウェーデンは1999年に公的年金の抜本的改革を実施し、それまでの確定給付型年金を確定拠出型年金（以下、DC型年金と略称）に改めた。新年金は、基本的に個人の生涯拠出額によって年金受給額を定める方式である。改革理由の一つとして、長寿化・高齢化による年金財政の破たんリスクへの対応の強化があげられている。そして公的年金の改革にともない、スウェーデンにおける私的年金の中心的存在である職域年金も基本的にDC型に改められた。

さて、図表7-1は65歳の平均余命を日本とスウェーデンについて比較したものである。スウェーデンは2000年から2014年にかけて男性の平均余命が2.17

図表7-1 スウェーデンと日本の平均余命の推移（65歳）

	男 性		女 性	
	日 本	スウェーデン	日 本	スウェーデン
2000年	17.54	16.69	22.42	20.08
2005年	18.13	17.38	23.19	20.6
2010年	18.74	18.21	23.8	21.03
2014年		18.86		21.48

〔出所〕 厚生労働省〔2012〕、2頁および Statistics Sweden〔2016〕より。

歳、女性のそれが1.4歳伸びている。さらに平均余命の水準も、2014年において、男性が18.86歳、女性が21.48歳と、かなりのレベルである。

そこで本章では、公的年金・私的年金ともにDC型へ移行したスウェーデンの年金制度と年金税制をとりあげ、長寿リスクをキーワードにして同国の年金税制の長所と限界を明らかにする。本章では、以下の二つの視点から年金税制を分析する。

第一に、長寿リスクをはじめとして、個人が直面するリスクに対する、DC型公的年金における対応策の特徴を明確にする。DC型公的年金は、個人の年金額が、当該個人の生涯保険料額によって決まる点が注目されている。しかし、保険料の元本水準やその利回り如何によっては、年金額が、長期化する老齢期の生活にとって不十分となるかも知れない。たとえば、失業や疾病のため生涯勤労期間が短く、そのために元本積立が少額となり老齢期の最低生活費を賄えなくなるかもしれない。さらに低利回りに直面したために年金額が不十分になることもあり得よう。そこで、スウェーデンの公的年金制度が、個人が直面するこれらのリスクにどう対応しているのかを見る必要がある。

第二に、長寿化にともなう年金財政の不安定化リスクに対する対応策の特徴を明らかにする。長寿化が進行するとDC型公的年金においても、年金財政支出の膨張が予想されるからである。

そして、以上述べた公的年金における二つのリスク対応策を明らかにした上で、対応策と公的年金税制との整合性を検討する。

第三に、私的年金の中心的存在である職域年金をとりあげ、それに期待される公的年金補完機能を明らかにし、その補完機能と私的年金税制との整合性を検討する。

すでに述べたように、DC型公的年金であっても、長寿化が進行するもとで年金の利回りを確保しつつ、年金財政の安定化を図らねばならない。したがって、DC型公的年金のシステムによっては、私的年金による補完も必要とされよう。そこで本章では、この補完機能に注目してスウェーデンの私的年金税制の評価を試みる。

なお、同国の私的年金には職域年金の他に個人年金も存在する。しかし、後述するように、職域年金が私的年金の圧倒的部分であるので、本章では個人年金を捨象する¹⁾。また、公的年金および職域年金ともDC型への移行期にある。すなわち、いまだ改革前の確定給付型年金の被保険者や受給者が多く存在する。しかし、本章では特に断らない限りDC型年金を想定して年金税制のあり方を検討する。

なお、本章では、1スウェーデンクローネ（以下 SEK）＝14円として円に換算する。この値が長期レートとされるからである。

2. 構成

そこで、本章の構成は以下のとおりである。Ⅱで、スウェーデンにおける公私の年金制度を概観する。次にⅢで公的年金の仕組みと特徴を整理する。その際に個人が直面するリスクと、年金財政不安定化リスクに対する公的年金制度における対応策に叙述の力点をおく。これを踏まえて、Ⅳで現行の公的年金税制の仕組みを明らかにし、その評価を試みる。そしてⅤで、職域年金に期待される役割、すなわち職域年金の公的年金補完機能を明確にし、それに基づき現行の私的年金税制を検討する。最後にⅥで、スウェーデンの年金制度と年金税制に関する分析から示唆されるわが国への教訓をまとめて、結びに代える。

Ⅱ. スウェーデンの年金制度の概観

1. スウェーデンの年金制度は図表7-2にみるように、公的年金と二つの私的年金、すなわち職域年金と個人年金からなる三層構造である。公的年金自体が、NDCとよばれる掛け金建て（DC型）賦課方式と積立方式、および最低保障年金とにわかれるが、図表7-2はNDCと積立方式のみのデータを示す。この二つは、しばしば一括して所得比例年金とよばれる。

図表7-2によれば、保険料と給付では、公的年金がスウェーデンの年金制度において中心的地位を占める。たとえば、公的年金の保険料総額はスウェー

図表7-2 スウェーデンの年金制度 2013年 10億 SEK

年金制度	保険料	資 本	年金給付
公的年金（NDC + 積立）	263（61％）	1473（42％）	257（71％）
職域年金	148（35％）	1795（48％）	86（24％）
個人年金	18（4％）	412（10％）	19（5％）
合 計	429	4087	362

（注）年金給付は65歳以上の者への給付のみ。

〔出所〕 Swedish Pension Agency [2015], p.2より。

デンの年金制度全体の保険料総額の61％を占め、年金給付は71％に及ぶ。ただ、公的年金の資本は全体の資本の42％であり、職域年金の48％より低い。これは公的年金の主要部分であるNDCが賦課方式であることに基づく。なお、職域年金が私的年金の圧倒的部分を占めていることも明らかである。

2. 職域年金とは別名協約年金ともよばれ、中心的には企業連盟と労働組合との合意に基づく企業年金を指す。

その第一は集団ベースの職域年金であり、4種類存在する。うち2種類が民間企業連盟SAF（スウェーデン企業連盟）と労働組合中央組織の合意に基づく。この部分が、i. SAFとホワイトカラー労組PTKとのITP年金とii. SAFとブルーカラー労組とのSAF-LO年金とにわかれる。さらに、国家公務員と地方公務員それぞれを対象とした集団ベースの職域年金がある。以上の集団ベースの4つの職域年金は、当該勤労者の90％をカバーしている²⁾。そこで本章では、この集団ベースの職域年金をとりあげる。

職域年金の第二のタイプは個別企業ベースのもので、個別企業主と個別企業の労組が合意した協約年金である。本章では扱わない。

Ⅲ．公的年金制度とリスク対応

1．所得比例年金のしくみ

スウェーデンの公的年金の主要部分をなす所得比例年金、すなわち NDC と積立方式について基本的な仕組みを説明したい。この両者が所得比例年金とよばれるのは、保険料が勤労所得に比例し、かつ年金額（受給額）が基本的に保険料積立額に比例するからである。結局、年金額が在職時の勤労所得に比例することになる。なお、1954年生まれの者からフルにこの年金制度が適用される。

（1）掛け金額

各人の掛け金額は、Pension Base とよばれる課税勤労所得に保険料率18.5%を乗じた金額である。保険料率18.5%のうち、16%が NDC、2.5%が積立方式の掛け金元本となる。

Pension Base には労働の対価である労働所得のみならず、失業手当・疾病手当など、いわゆる課税社会保障給付、すなわち勤労所得税を課される社会保障給付をも含む。スウェーデンではこれらの諸給付は、勤労所得の転形と考えられているからである。

この点、公的年金におけるリスク対応の制度としてきわめて重要である。失業や疾病に見舞われたときに付与される給付が、通常の労働所得と同様、年金権を与えるベースとされているからである³⁾。なお、Pension Base は本人負担の年金保険料控除後の勤労所得である。

Pension Base には上限値、いわゆる天井が存在する。この値は、後に職域年金の公的年金補完機能を見るとき重要な役割を果たす。

上限値は、最大 Pension Base = $7.5 \times \text{Income-Related Base Amounts}$ 、という式で毎年算出される。Income-Related Base Amounts（以下、IBA と略

称)は、スウェーデン独特のインデックスであり、主に賃金水準によって変化する。このIBAは、勤労所得税における基礎控除額や勤労所得税の国税適用所得水準、そして Pension Base の最大額等、勤労所得水準に依存する税・社会保障給付に影響を与える変数を決定する際に使用される。

2012年のIBAは54600SEKであるので、この年の最大 Pension Base は、

$$\text{最大 Pension Base} = 7.5 \times 54600 \text{SEK} = 409500 \text{SEK} \quad (\text{A})$$

となる。ちなみにこの値は5733000円である、よって、最大の年金資産(元本) Pension Credit は、

$$\text{最大 Pension Credit} = 0.185 \times 409500 \text{SEK} = 75757 \text{SEK} (= 1060598 \text{円})$$

となる。

(2) 保険料の支払い義務者

①本人拠出分

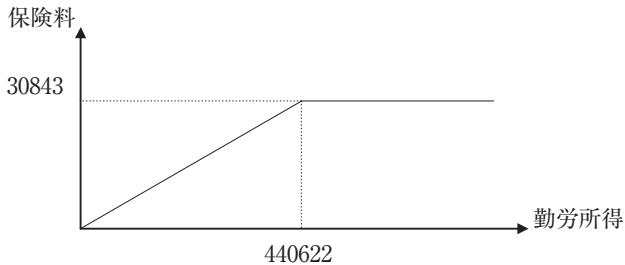
保険料の支払い義務者は被用者本人と企業を基本にし、失業者などの場合は本人と国家が支払い義務者となる。国家が企業拠出分の代理を果たすわけである。このうち、本人拠出分は、この本人保険料控除前の勤労所得に対して7%賦課される。つまり、

$$\text{本人拠出分} = 0.07 \times (\text{本人保険料控除前}) \text{勤労所得}$$

となる。その天井額(最大額)を算出するために、式(A)の最大 Pension Base(保険料控除後基準) 409500SEK を保険料控除前に修正すると $7.5 / (1 - 0.07) = 8.07$ より、 $8.07 \times 54600 = 440622 \text{SEK}$ となる。したがって、これに7%を乗じた、 $0.07 \times 440622 = 30843 \text{SEK}$ が最大保険料額となる。

図表7-3に見るように勤労所得、すなわち、基礎控除を超える勤労所得に対して、最初の1SEKから7%課される。勤労所得が440622SEKを超えても保険料額は増えない。

図表7-3 本人拠出の保険料 (SEK)



〔出所〕 筆者作成。

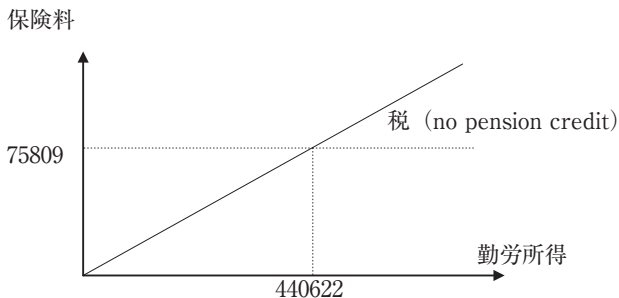
②企業拠出分

企業拠出分は、 $10.21\% \times \text{勤労所得（個人年金保険料込み）}$ で算出される。ここで、個人年金保険料控除後ベースの総保険料率 18.5% を、保険料控除前に直すと $0.93 \times 18.5\% = 17.21\%$ となる。そのうち、 7% が本人拠出分なので、企業は $17.21\% - 7\% = 10.21\%$ を拠出しているわけである。重要なことは、この企業拠出分が青天井であることである。

図表7-4の75809SEKまでの保険料額が年金掛け金となり、年金受益権を与える。それを超える部分は、受益権を与えない「税」として徴収されるわけである。

なお、スウェーデンでは企業拠出分の保険料負担は、労働側に帰着すると認識されている。Anderson [2008] や Summers, Gruber & Vegasa [1993] に

図表7-4 企業拠出の保険料 (SEK)



〔出所〕 筆者作成。

よれば、理論的には、DC型年金のように公的負担と受益が個人レベルで対応しており、かつ、スウェーデンのように、賃金と労働供給の決定が経営者連合と労働組合連合から選ばれた少数のプレーヤー（労使）の交渉に委ねられている場合、労働側は公的負担の使途を認識して、すなわち、公的負担の使途を内部化し、雇用量を変化させず賃金低下を受け入れやすいと考えられている。そこで本章でも労働側への帰着を想定する。

（３） 掛け金の利回り

以上の掛け金元本に対して、次の利回りが付く。第一に、NDCの元本は勤労者一人あたり実質賃金成長率およびインフレ率でインデックスされる。ただしNDCは、後に説明するように賦課方式であるので、この利回りは「みなし利回り」である。掛け金そのものはその時点の高齢者の年金に使用され、利回りは現役世代に「約束した」値に過ぎない。第二に、積立方式の利回りは被保険者が選択したファンドの基準価格の成長率である。積立方式は個人口座方式であるので、ファンドの選択は被保険者の責任で為される。

（４） 受給年金

次に年金の受給サイドを見よう。

①まずNDCである。

第一に、新規裁定額は受給者の平均余命に依存する。その基本式は、

$$\text{年金額（年当たり）} = \text{各人の掛け金残高（みなし利回り込み）} / a$$

である。ここで a は、Annuity Divisorとよばれ、その値は年金を最初に受給する年の平均余命年数に依存し、当然、Birth Cohortによって異なる。余命年数の長い世代の年あたり年金を引き下げのための措置である。ただし、 a を算出する際に1.6%の利子率をつける。よって a は平均余命年数よりは小さい値となる。

第二に、裁定後の年金は、掛け金と同様に、一人あたり実質賃金成長率およびインフレ率でインデックスされる。これは、平均的な年金の所得代替率、す

なわち、平均年金／現役の平均賃金を安定的に保つ仕組みである。ただし、このインデックスより、あらかじめ a を算出する際に付加した利子1.6%を差し引く。利子1.6%は裁定後年金のインデックスを先取りする措置であるからだ。

第三に、年金は61歳から受給可能であり、これ以降であれば、年金資産の25%、50%、75%、100%のいずれかの比率で引き出し可能である。年金資産を部分的に引き出し、かつ勤労を続けても、わが国のような「年金支払い停止措置」は無い。また、退職時スウェーデン以外に居住しても年金を受給できる。年金がDC型であり、その点では自ら積み立てた「個人資産」の性格を持っているからであろう。

②次に積立方式の年金について述べる。

第一に、この年金も61歳から引き出し可能であり、NDCと同様、部分引き出しも認められている。つまり働いて保険料を納めつつ、受給することもできる。第二に、年金引き出しもAnnuity方式が主である。年当たり年金額はNDCと同様、請求される時点のコーホートごとの平均余命に依存する。第三に、退職時スウェーデン以外に居住しても年金を受給できる。

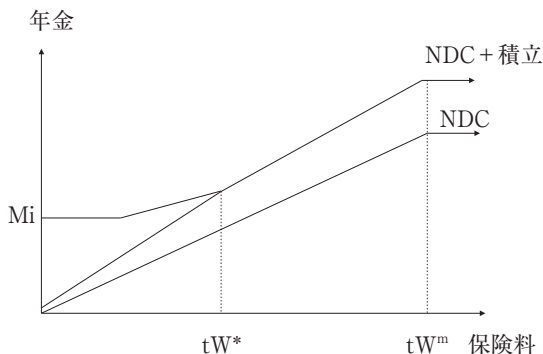
以上から、NDCとの大きな違いは、裁定後年金についてインデックスがなされないことである。

2. 最低保障年金

以上の二つの所得比例年金制度では、年金額は各人の生涯掛け金総額によって決定される。最低保障年金は、所得比例年金だけでは老後の最低生活を確保できない階層のために設けられた制度である。いわば生涯を通じてのワーキングプア対策に他ならない。

図表7-5を参照されたい。横軸に保険料、縦軸に年金額を示している。 t は保険料率、 W は勤労所得を表す。保険料額 tW^m によって決まる年金額が、公的年金における最大年金額である。NDC+積立による年金額は、原則、この保険料 tW^m までは保険料額に比例する。ところが、保険料 tW^* 未満の者は老後の最低生活費—それは M_i の高さで示されている—より低い所得比例年金

図表7-5 公的年金の仕組み



〔出所〕厚生労働省〔2005〕をもとに一部修正。

しか受け取れない。この最低生活費と所得比例年金との差額を埋めるのが最低保障年金である。

つまり、最低保障年金＝最低生活費－ $[0.185 \times \text{賃金} \times (1 + \text{NDC みなし利回り})]$ で算出される。結局、最低生活費とNDCが18.5%の保険料（積み立て部分込）をとったとして得られる年金額との差額に等しい⁴⁾。あくまで、生涯保険料額との差額支給であることに留意されたい。最低保障年金の財源は年金保険料ではなく一般財源が使用される。

最低保障年金を得るのに、保険料支払い以外の Means Test は必要とされない。25歳以降スウェーデンに40年在住すると満額年金が得られる。在住期間が40年に満たないと1/40ずつ減額される。65歳から受給可能で、外国へ移住すると受給されない。この年金は「個人資産」ではなく給付であるからだ。

ちなみに、最低生活費（図表のMiの値）は単身者で7881SEK／月、110334円である。ペア（一人分）の場合7039SEK、98546円となる⁵⁾。

3. リスクへの対応

以上説明した年金制度におけるリスク対応の特徴をまとめよう。最初に個人が直面する長寿リスクへの年金制度の対応をとりあげ、次に年金財政不安定化リスクへの対応策を整理する。

（１） 個人が直面する長寿リスクへの対応

①公的年金制度における対応の中心は、強制貯蓄による個人名義DC型年金方式である。強制貯蓄という点で国家が介入するとはいえ、DC型年金であるので、各人の年金元本額は基本的に各人の生涯掛け金額に依存する。年金元本額が同一世代内の再分配や世代間の再分配に依存しない制度である。その限りにおいて長寿リスクに対して自立的対応を求めている。ただし、年金権を与える保険料額には上限が存在する。

そして、この自立的対応策には以下のような制度的工夫が為されている。

第一は、現役期間、すなわち掛け金支払い期における、失業リスク・疾病リスク、子育てなどへの対応である。失業給付や疾病給付をPension Baseに算入し、かつ通常の被用者のケースに企業が拠出している保険料を国家が代わって支払う。本人負担分は税込で与えられる各給付の7%が充てられる。

第二は、掛け金の利回りにおけるリスク分散である。すでに述べたように、NDCの利回りはスウェーデンの一人当たり賃金成長率である。つまり国内労働の価格上昇率である。他方、積立方式は外国ファンドの基準価格の成長率であり、外国資本の価格上昇率に他ならない。リスクの異なる資産に資金配分を行う措置である。ちなみに、1995年から2013年までの平均でNDCの名目利回りは2.8%であり、積み立て方式のそれは3.2%であった⁶⁾。

第三の工夫は、NDCの裁定後年金のインデックスにある。すなわち、一人当たり実質賃金成長率およびインフレ率でインデックスされる。このことにより年金の所得代替率、平均年金／現役の平均賃金が安定的に保たれる。現役の賃金上昇が受給年金に反映されるよう工夫されている。

第四は、高齢期における勤労を促すよう、フレキシブルな年金受給開始年齢と年金受給比率の選択を認めている。年金は61歳より受給可能であり、それ以降、勤労しても「年金の支払い停止措置」はない。

しかも高齢勤労者の場合、勤労による掛け金の増加に比べて、これまで蓄積してきた既存掛け金の利回り分増加の方が掛け金残高の増加に寄与するので、低賃金・短時間労働でも働くことが有利となる。結局、フレキシブルな年金受

給開始年齢と年金受給比率の選択は、高齢期における勤労を促す政策と言え、生涯労働期間の自主的増加による長寿リスク対応を促しているわけである。

②上述が個人の長寿リスク対応の基本であるが、例外的にライフタイムプアの長寿リスクへの対応として最低保障年金制度がある。しかし、この制度も所得比例年金との差額給付と言うかたちで、自立的要素を取り入れている。なお、この最低保障年金を十分に受給できない高齢者（移民など）には別に高齢者扶助制度が存在する。

（2）長寿化による年金財政不安定リスクへの対応

次に、NDC年金における財政不安定化リスクへの対応を整理しよう。NDC年金は賦課方式であるので、長寿化や高齢化の影響を大きく受ける。平均余命が伸びれば各個人の年金受給期間が長くなるし、高齢化が進行すれば年金受給者が増大する一方、保険料収入の担い手が減少するからである。

さて、NDCにおける対応の基本は、現役の保険料率を多世代にわたり一定に保つことである。言いかえれば、長寿化に対しては、支出サイドの受給年金額を減額して、年金財政の安定を図るのが基本方針である。

①その第一は、すでに新規裁定年金額の算出制度で説明した。つまり、一年あたりの年金＝所得比例年金の掛け金残高／ a

における a が、各世代の平均余命によって決められる。平均余命の長い世代ほど a が大きくなるので、一年あたり年金が低くなる。年金受給者が長寿化による財政不安定のリスクを負うわけである。なお、この対応は積立方式でも為される。

②第二は、自動均衡装置によって、掛け金と裁定後年金のインデックスを調整し、年金受給額を減額する。

（i）最初にこの第二点が必要な理由を説明しよう。まず①の a のみでは長寿化が引き起こす財政不安定には十分な対応ではない。なぜなら①は、新規裁定年金受取り時の平均余命のみを考慮しているからである。本来、掛け金のインデックスや裁定後年金のインデックスにもこの長寿化要因を組み込まない

と、年金財政は安定しない。

さらに、NDCの保険料率一定という対応と、年金財政の安定化が常に両立するわけではない。図表7-6を参照されたい。勤労所得を W 、保険料率を t で表す。

世代Ⅱは一人当たり t_2W_2 の保険料を支払い、それを第Ⅰ世代に給付する。賦課方式であるからだ。ところが、第Ⅱ世代は老後に $t_2W_2(1+r_2)$ の年金が約束されている。ここで r_2 は第Ⅱ世代のみなし利回りである。賦課方式であるがDC型であるためである。各世代の人数を L 、人口変化率を n 、賃金変化率を g とする。なお、 g と n は小数である。

年金財政の均衡条件は

$t_2W_2(1+r_2)L_2=t_3W_3L_3$ となる。左辺が世代Ⅱへの年金給付総額であり、右辺は世代Ⅲが支払う保険料総額である。この式は

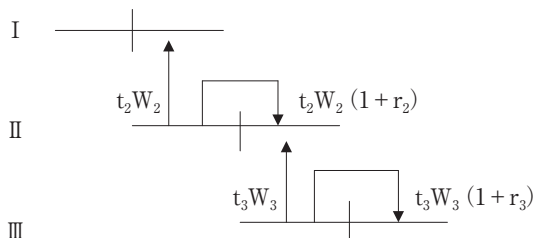
$$t_2W_2(1+r_2)L_2=t_3W_2(1+g)L_2(1+n) \text{ に等しい。}$$

この式で $t_2/t_3=1$ であれば t が一定である。 gn がゼロに近づくと思定すると、 t が一定であるためには、 $r_2=g+n$ に設定することが必要である。

ところが実際のNDCは、掛け金でも裁定後年金でも g のみをインデックスとしている。つまり人口変化率 n を考慮していないのである。

(ii) そこで理論的債務を、賃金合計額（一人あたり賃金×勤労者数）と、寿命の実際の変化によって生じる年金の債務と定義し、この債務を現実債務が上回ると自動的に年金インデックスを引き下げる措置を設けた。ここで自動的とは、年金インデックスの変更に政治過程を介入させないことを意味する。さ

図表7-6 NDCのしくみ



〔出所〕 筆者作成。

らに、現実債務とは、実際に現役に約束した年金と年金受給者に約束した年金の合計額である。

つまり、 BT (balancing ratio) = 年金の理論債務 / 年金の現実債務と定義し、もし、 $BT < 1$ になると、賃金成長率という所得インデックスの代わりに、Balancing Index を用いる。たとえば、 BT (balance ratio) が1から0.99になり、他方、Income Index (= 一人当たり賃金の変化率) が100から104になったケースを想定しよう。この場合、 $Balancing\ Index = B_t = 0.99 \times 104.0 = 102.96$ と算出し、年金のIndexを B_t 、すなわち2.96%とする。このようにして、年金のIndexを所得インデックスより自動的に引き下げて、年金の現実債務を減らすわけである。

図表7-7は BT (balance ratio) の実際の推移を示す。表の「保険料資産」という項目が理論債務に該当し、他方、「年金債務」という項目が現実債務を示す。つまり、実際の BT は、旧年金制度から受け継いだバッファーフアンドと保険料資産を加えた値と年金債務を比べている。同表によれば、最近2回ほど自動均衡装置が発動されている。

以上述べたように、自動均衡装置は、掛け金のインデックスおよび裁定後年金のインデックスの引き下げで、つまり、受給年金の引き下げにより財政安定化を図る措置である。

図表7-7 BT (balance ratio) の推移

計算年	09年	10年	11年	12年	13年	14年
Balancing 年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
バッファーフアンド	827	895	873	958	1058	1185
保険料資産	6362	6575	6828	6915	7123	7380
(小計) 全資産	7189	7469	7700	7873	8180	8565
年金債務	7512	7367	7543	7952	8053	8141
黒字 / 赤字	-323	103	157	-80	127	423
BT	0.9549	1.0024	1.0198	0.9837	1.0040	1.0325

[出所] Swedish Pension Agency [2014], p.8より。

IV. 公的年金税制の検討

1. 概観と考察の焦点

図表7-8は公的年金税制の概要を本人と企業とに分けて示す。全体の基本は所得税方式でなく、いわゆる支出税方式E(非課税)－E(非課税)－T(課税)であるが、本人拠出に税額控除を認めている点で、E-E-Tより優遇しているタイプと言える。

既述のように企業拠出分保険料の帰着は、労働側を事実上想定している。その場合、負担に見合った年金制度と整合的となる。また、企業拠出分保険料を被用者の「みなし所得」として扱わない。さらに、保険料は企業にとって人件費の一部なので、費用控除される。

被保険者本人については、掛け金の税額控除措置、及び給付段階で年金を勤労所得として課税する点が印象的である。以下、本人に対するこれらの税制が、Ⅲで述べた公的年金におけるリスク対応策と整合的か否かを検討する。

2. 掛け金段階の本人保険料税額控除について

(1) 税額控除のしくみ

①最初に、この税額控除方式の仕組みを所得控除方式と比較しながら説明する。なぜなら、通常E-E-T方式の場合、保険料の所得控除方式が想定されていること、さらに、スウェーデンでも1999年までは完全な所得控除方式であっ

図表7-8 公的年金税制の概要

	掛け金	収 益	給 付
本人	税額控除	非課税 (積み立て部分も)	勤労所得として元本・収益課税(保障年金も)
企業	費用控除		

[出所] 筆者作成。

たからだ。なお、2000年から2005年までは所得控除と税額控除の併用措置が採られ、2006年からフルに税額控除措置となった。

所得控除方式での、税負担と保険料負担の合計を T_y 、税額控除方式での負担合計 T_t とし、 W を本人分保険料控除前の勤労所得とする。なお W は保険料が天井に達する W^m 以下と想定し、保険料以外の所得控除・税額控除を無視する。 t は税率であるが、スウェーデンのこの制度では、地方勤労所得税の税率である。以上の想定のもとでは、以下の式が成立する。

$$T_y = t(W - 0.07W) + 0.07W = t(1 - 0.07)W + 0.07W \quad (B)$$

$$T_t = tW - 0.07W + 0.07W = tW \quad (C)$$

所得控除は保険料 $0.07W$ を所得税の課税ベースから控除する方式である。つまり保険料 $0.07W$ に課税される所得税分、税を軽減する。これに対し税額控除は保険料を課税ベースから控除しない代わりに、保険料額全額を税軽減する仕組みである。

両者の相違点は次の通りである。第一に、保険料控除前の勤労所得に対する限界税率の差である。税額控除の限界税率は t であるが、所得控除のそれは $\{t(1 - 0.07) + 0.07\}$ である。前者のほうが $0.07(1 - t)$ だけ低い。つまり所得控除から税額控除方式への変更は限界税率を $0.07(1 - t)$ だけ引き下げる。

第二に、(B) と (C) の右辺の最後の式から明かなように、所得控除は「保険料部分にかかる所得税は負担しないが保険料は負担する」方式である。他方、税額控除は「保険料部分にかかる所得税は負担するが保険料を実質的に負担しない」方式と言える。保険料はどちらも国税庁を通じて年金局に振り込まれるが、税額控除方式は保険料分税負担を軽減されているので、被用者にとって実質的な保険料負担は生じない。

②ここで注目すべきは、現行の税額控除制度が、いわゆる給付つきでないこと、さらに、地方勤労所得税が保険料支払いを上回る被保険者全員に適用される点である。この点をスウェーデンの制度に即して説明したい。

さて、2013年におけるスウェーデンの地方勤労所得税の税率（地方政府間の単純平均）は、31.7%である。税額 $= 0.317 \times (\text{勤労所得} - \text{基礎控除})$ で算定さ

れる。後者の基礎控除は勤労所得水準によって変化する。低勤労所得層のケースでの最低控除額は18900SEK=264600円である。前述のように、この所得水準までの所得稼得者は本人拠出分保険料を支払わないし、地方勤労所得税も課税されない。

そこで、18900SEKを超える所得階層で、給付付きになり得る勤労所得を W^X とすると、 $0.317(W^X - 18900) \leq 0.07 W^X$ より、 $18900 < W^X \leq 24256$ となる。ところが、現行制度は、これらの低所得層の本人保険料をフルに税額控除しないのである。ちなみに $24256\text{SEK} = 291072\text{円}$ （年）である。ただ、 W^X に属する者の数は少ないと思われる。

より重要なのは、税額控除が $0.317 \times (W^Y - \text{基礎控除}) > 0.07 W^Y > 0$ となる被保険者全員に適用されることである。つまり、 $W^Y > 1.283 \times \text{基礎控除}$ となる者全員である。基礎控除は W の水準によって変化するが、この不等式が成立しないのは基礎控除=18900SEKと定められた $18900 < W^X \leq 24256$ だけである。したがって、 $W^Y > 24256\text{SEK}$ となる勤労所得を稼ぐ者全員に提供される。税額控除の適用に所得上限値を設けていない。

（2）移行理由

所得控除方式から税額控除方式への移行は2000年より開始され、2006年に完全税額控除方式となった。つまり、2000年に保険料の25%を税額控除、75%を所得控除とし、以降、12.5%ずつ税額控除分を増やし、2006年に100%税額控除方式に移行した。

所得控除方式を税額控除方式に改めた理由は、2005年の政府見解によれば、第一に、労働供給の増加と労働参加の拡大、第二に、所得再分配の観点から低勤労所得者および中勤労所得者の平均税率の引き下げを目指す、と述べられている。そして、主たる政策目標は前者であり、特に低勤労所得者の労働供給増大が注目されている⁷⁾。

労働供給の増加と労働参加の拡大を目指す背景として、低勤労所得レベルでの「高い限界効果の存在」があげられる。図表7-9は20歳から64歳に属する

者5034名を対象に限界効果を調査したものである。ここで限界効果とは、1単位の勤労を増加したときに増加する企業の支払賃金のうち、被用者の手取り増加にならない部分の割合を指す。この表は、各限界効果水準に属する人々の対生産年齢人口割合を示している。そして表の最後の平均欄は、生産年齢人口に属する者の平均的な限界効果を示す。たとえば2000年だと、ひと月に勤労所得（企業から見た人件費）を1000SEK 増やしても、490SEK だけ保険料・税の増大、社会保障の減少が生じる。

さらにこの図表7-9によれば、2000年では、限界効果が70%以上の者は全体の15%を占める。この15%の人を雇用タイプ別に分類したのが、次の図表7-10である。この表から限界効果が70%を超える者の79%は、失業者・生活保護受給者であることがわかる。逆にパートタイマーやフルタイマーの者は殆どいない。これは、失業者等の限界効果が税の増大だけでなく、低所得者が受給する社会保障給付の減少によって生じるからである。したがって税額控除政策

図表7-9 限界効果 1990年と2000年 20-64歳人口に対する比率(%)

限界効果%	1991年	2000年	差
0-20未満	2	2	0
20-30	11	3	-8
30-40	41	35	-6
40-50	10	16	6
50-60	18	25	7
60-70	4	4	0
70-80	5	6	1
80-90	6	6	0
90-100	2	2	0
100%	1	1	0
合 計	100	100	0
平 均	44.7	49	4.3

〔出所〕 Regeringskansliet [1999], p.23, Tabell 5.1より。

図表7-10 70%以上の限界効果に直面する人の雇用タイプ (%)

雇用タイプ	1991年	2000年
失業・生活保護者	80	79
パート	2	3
フルタイム	0	1
その他	2	14

(注) 失業・生活保護者は1年に当該手当を1万SEK以上を受給した者。

〔出所〕 Regeringskansliet [1999], p.23, Tabell 5.2より抽出。

によって労働供給の増加を図るのであれば、その主要ターゲットはこれらの低所得者とすべきであろう。

(3) 税額控除政策の問題点

以上を背景にして、所得控除方式より限界税率が $0.07(1-t)$ だけ低くなる税額控除方式を採用したわけである。しかし、この政策転換はスウェーデンのDC型公的年金を前提とするかぎり、以下の問題点を持つ。

第一に、上述のように、税額控除方式によれば、実質的に本人拠出分の保険料負担を免れる。その意味で、保険料負担に見合った年金給付によって、長寿リスクに対応するというDC型年金制度の基本方針に矛盾する。保険料のうち、本人拠出分を事実上、一般財源で肩代わりしているからである。本来、年金保険料の税制上の扱いは、年金制度の性格—たとえば個人に対する強制貯蓄か、世代間の再分配かという—と整合的でなければならない。

第二に、しかし、DC型年金の一層の拡大にとって、低所得者に対する本人拠出分保険料の負担免除措置は一定の意義を持つ。税額控除措置によって、低勤労所得者や社会保障受給者の労働参加の拡大・労働供給の増大が実現すれば、自ら保険料負担を担える者が増大し、DC型年金制度の強化となるからである。

既述のように、スウェーデンの年金制度においては失業者・疾病者など社会保障受給者には、失業手当や疾病手当を勤労所得として Pension Basis に算入

し、本人負担の保険料を課し年金受給権を与えている。その際の企業拠出分保険料は国が肩代わりする。

税額控除方式によって、失業者や欠勤者が減少すれば、国の肩代わりによる企業拠出分保険料が文字通り企業持ちとなり、保険料の負担が賃金に帰着する限り本人の勤労所得から支払われ、本来のDC型年金の強化をもたらす。

ただ、現在のシステムはターゲットを低勤労所得層に絞っていない。税額控除適用に所得上限値を設定していないからである。その意味で、現行の税額控除方式は、限界効果の大きい対低所得者・社会保障受給者の労働供給増加対策としては、きわめて不効率であり、したがって、DC型年金の強化策としても不効率と言わなければならない。

3. 収益段階での非課税措置

公的年金のうちNDCは賦課方式であるので、収益は「みなし利回り」であり、現実に発生していない。したがって非課税が妥当である。積立方式は現実に収益を生んでいるが、積立元本のウエイトが小さいこと—2.5%/18.5%—、さらにNDCの利回りが賃金成長率に依存していること、自動調整システムが発動する場合に、NDCのインデックスが引き下げられることを考慮すると、積立部分の収益を非課税にしてNDCの補完機能をより有効にする方が良いと思われる。また国際的にも公的年金の収益部分は非課税が多い。

4. 給付段階での課税

(1) 給付段階課税の特徴は、年金所得を特別扱いするのではなく、それを勤労所得として課税する点にある。そこで、最初に、以下の叙述に必要な限りでスウェーデンの勤労所得税制の概要を述べる。

勤労所得税額は、以下の式によって算出される⁸⁾。なお、ここで税額とは、狭義の勤労所得税に本人保険料(=0.07×勤労所得)を加えたものである。

$$\begin{aligned} \text{税額} &= \text{税率} \times [\text{勤労所得} - \text{基礎控除}] + 0.07 \times \text{勤労所得} \\ &\quad - \{0.07 \times \text{勤労所得} + \text{勤労税額控除}\} \quad (\text{D}) \end{aligned}$$

ここで重要なのは、第一に、上記の勤労所得が、労働所得と課税社会保障給付からなることである。労働所得は労働の対価であり、Active Income とよばれる。課税社会保障給付は年金、疾病手当、失業手当などからなる。したがって年金は、課税上、労働所得とともに勤労所得の一部として扱われる。

第二に、式（D）における勤労税額控除は労働所得にのみ適用される。労働していれば年齢を問わず適用される。

税率は3段階、すなわち、31%、51%、56%の累進税率である。31%は地方勤労所得税率の平均値である。それに20%の国税としての勤労所得税率を加えたのが51%、25%を加えたのが56%である。

（2）次に給付段階の年金課税の特徴を抽出する。

第一の特徴は、年金受給権のある高齢者の労働供給を促進する点である。ここでは、すでに65歳に達した年金受給者で全く勤労しない者と、逆に、年金を受給せず勤労を継続する者とを比較しよう。

①年金受給者で全く勤労しない者の税額 T_p は（D）より

$$T_p = \text{税率} \times [\text{年金所得} - \text{基礎控除}] \quad (\text{E})$$

である。勤労税額控除が適用されないことに留意されたい。

②全く年金を受給せず勤労を継続する者の税額 T_1 は、

$$T_1 = \text{税率} \times [\text{労働所得} - \text{基礎控除}] + 0.07 \times \text{労働所得} - \{0.07 \times \text{労働所得} + \text{勤労税額控除}\} = \text{税率} \times [\text{労働所得} - \text{基礎控除}] - \text{勤労税額控除} \quad (\text{F})$$

である。

基礎控除は年齢と勤労所得水準のみに依存するので、両者の所得水準が等しい、すなわち年金所得＝労働所得と想定すると T_1 の方が勤労税額控除だけ低くなる。

ちなみに、65歳以上の勤労税額控除は以下のように決められている。ただし、この税額控除も給付付きではない。本人保険料税額控除と合わせて、地方勤労所得税支払い予定額が上限となる。

X 税額控除に適用される労働所得（基礎控除前）

S 税額控除額

1. $X \leq 100000 \text{ SEK}$

$$S = 0.2X$$

2. $100000 < X < 300000 \text{ SEK}$

$$S = 15000 \text{ SEK} + 0.05X$$

3. $X \geq 308000 \text{ SEK}$

$$S = 30000 \text{ SEK}$$

以上の税制は、高齢者、とりわけ低年金者の労働供給を促すといえる。年金所得を勤労所得に含め特別扱いしないだけでなく、むしろ労働所得に対して勤労税額控除を認めているからである。勤労税額控除により限界税率は5%から20%低下し得る。

このような年金の給付段階課税は、Ⅲの「個人が直面する長寿リスクへの対応」で紹介した、年金制度における高齢者の労働供給促進政策、すなわち、フレキシブルな年金受給始年齢の選択と受給年金比率の選択と整合的である。

ただし、勤労税額控除に所得制限を設けずすべての高齢勤労者に認めていること、給付つきでないことは再考の余地がある。

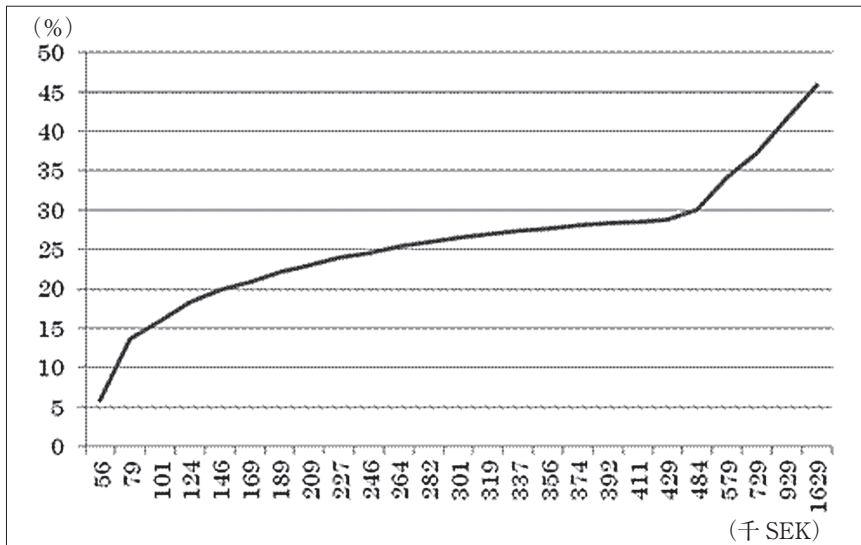
(3) さらに、給付段階課税の第二の特徴は、実態的に、低年金者も課税を免れない、広く厚い負担構造をもたらしている点である。

図表7-11は2013年について、65歳以上の勤労所得階層別負担率(%)の実態を算出したものである。すなわち、法定上の負担率でなく所得分布に基づく実際の負担実態である。なお、65歳以上の勤労所得であって年金所得のみを示すわけではないが、大半が年金所得であるので、負担率の実態をかなりの程度正確に示すと思われる。横軸は課税前所得を示す。

低所得である課税前所得101000SEK(個人141万4千円)から、負担率はすでに15.9%であり、やがて、課税前所得の中央値189000SEK(264万6千円)に至ると、負担率は22.1%となる。その後、しばらく20%台が続き、484000SEKから負担率は30%を超える。国の勤労所得税の負担—超過累進税率の適用が始まるからである。そして最高所得1629000SEKにおいて負担率は45.9%に及ぶ。

ちなみに図表7-12より、30%を超える負担率となるのは65歳以上人口の上

図表7-11 65歳以上の勤労所得階層別負担率の実態 2013年



〔出所〕 www.statistikdatabase.scb.se より筆者算出。
及び Skatteverket [2014b], pp.10-11. より筆者推計。

図表7-12 65歳以上負担率の分布 2013年

	人 数	割合%
0	50137	2.6
10%未満	19627	1
10-20未満	597359	30.5
20-30未満	1161599	59.3
30-40未満	112883	5.8
40%以上	17174	0.8
全 体	1958779	100

〔出所〕 図表7-11と同じ。人数は税負担ゼロの者も含む。

位約6.6%であり、40%を超える負担率となるのは上位0.8%ほどである。これに対して、高齢者の59.3%は20%以上30%未満の負担率に属する。広く多くの高齢者から着実に税を集めることを基本にしたうえで、超過累進税率を加味し

た税制である。

所得控除の種類が限定されていること、出発税率が31%（地方勤労所得税率の平均）という高水準であることが、以上のような結果を生んでいる。負担率20%から30%という水準は高齢者にとってかなり高いが、これが地方勤労所得税の負担率であることに留意されたい。スウェーデンの地方政府はランドスティング（県に該当）とコミューン（市町村に該当）からなるが、これらの地方政府の支出の中心は医療・介護・福祉など現物社会保障支出と教育である。高齢者の大半は、自ら受益する現物社会保障給付の負担として、年金から勤労所得税を支払っているわけである。

（4）①給付段階課税の第三の特徴は、法定上、勤労世代の勤労所得税負担率に比べて、年金受給者の方が高い負担率となることである。図表7-13はこの点を示す。この表は勤労を全くしない65歳以上の年金生活者と、65歳未満の現役世代の勤労所得税負担率（＝対勤労所得比）を勤労所得水準別にみたものである。ここで勤労所得は企業拠出の社会保険料控除後、本人拠出年金保険料控除前の所得である。なお現役世代は、本人保険込みの負担とそれを除いた負担の双方を示した。

すなわち、

保険料込負担＝地方勤労所得税＋国の勤労所得税＋本人保険料

－本人保険料税額控除－勤労税額控除

保険料を除いた負担＝地方勤労所得税＋国の勤労所得税

－本人保険料税額控除－勤労税額控除

である。なお勤労所得税は地方、国とも税額控除適用前の値である。

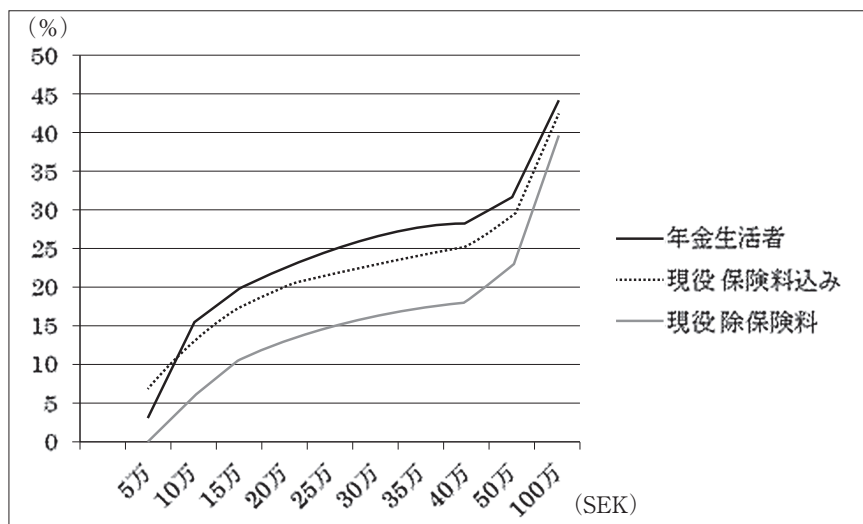
年金生活者と現役勤労者（保険料込み）とを比べると、勤労所得5万SEK以外のいずれの階層でも、年金生活者の負担率の方が高い。年金生活者の税負担を T_p 、現役の税負担を T_y 、とすると、式（E）と式（D）から

$T_p = \text{税率} \times [\text{年金所得} - \text{基礎控除}]$

$T_y = \text{税率} \times [\text{労働所得} - \text{基礎控除}] - \text{勤労税額控除}$

となる。それぞれの課税前所得で両辺を割ると負担率は

図表7-13 勤労所得階層別勤労所得税負担率（法定） 2013年



〔出所〕 Skatteverket [2013], p.129, Tabell 7.17より筆者算出。

$$T_p / \text{年金所得} = t_p \times [1 - \text{基礎控除} / \text{年金所得}]$$

$$T_y / \text{労働所得} = t_y \times [1 - \text{基礎控除} / \text{労働所得}] - \text{勤労税額控除} / \text{労働所得}$$

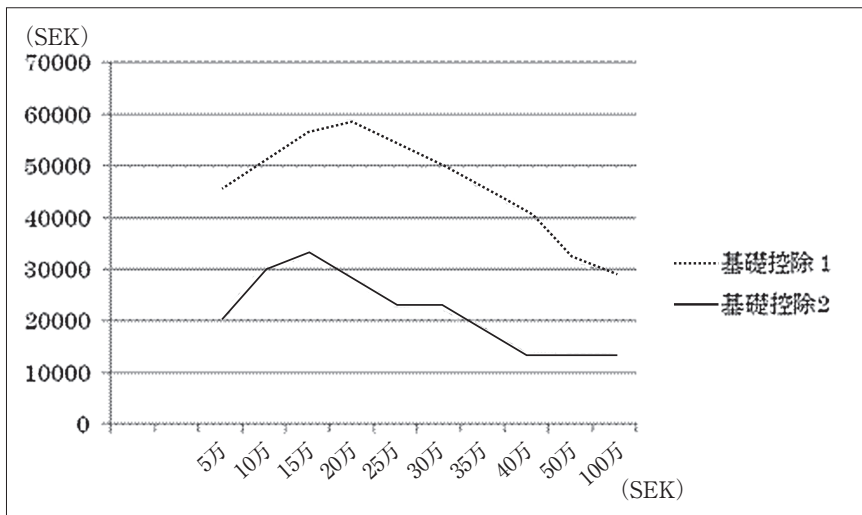
となる。ここで t_p , t_y はそれぞれの税率である。

各所得水準別に比較しているので、年金所得＝労働所得とみると、負担率格差は、基本的には勤労税額控除／労働所得によって生じることがわかる。そのため、年金生活者の負担率の方が高くなるわけである。

ただ、厳密には、図表7-14に見るように基礎控除は65歳以上（図の基礎控除1）が65歳未満の基礎控除2より寛大なこと、そしてそれぞれの控除水準が所得額に依存する。この基礎控除の差と、現役の税額控除が給付つきでないことから、図表7-13において、50000SEKの所得については年金生活者の負担率の方が低くなっている。また、40万SEKを超えると、税率が累進的になり（国税部分）、基礎控除の違いによる課税所得の差によって若干 $t_y > t_p$ となることと、両基礎控除の差が小さくなるため、負担率格差が縮小している。

要するに、基本的には年金生活者の負担率の方が現役のそれより高いが、こ

図表7-14 基礎控除 2013年



〔出所〕 Skatteverket [2013], p.129, Tabell 7.17より作成。

のことは年金所得を労働所得に比べて、課税上優遇していないことに基づいている。この点、わが国の給付段階における年金税制と異なる。なおスウェーデンにおける基礎控除の優遇は所得の種類によらず、あくまで年齢、すなわち65歳以上か否かによる。

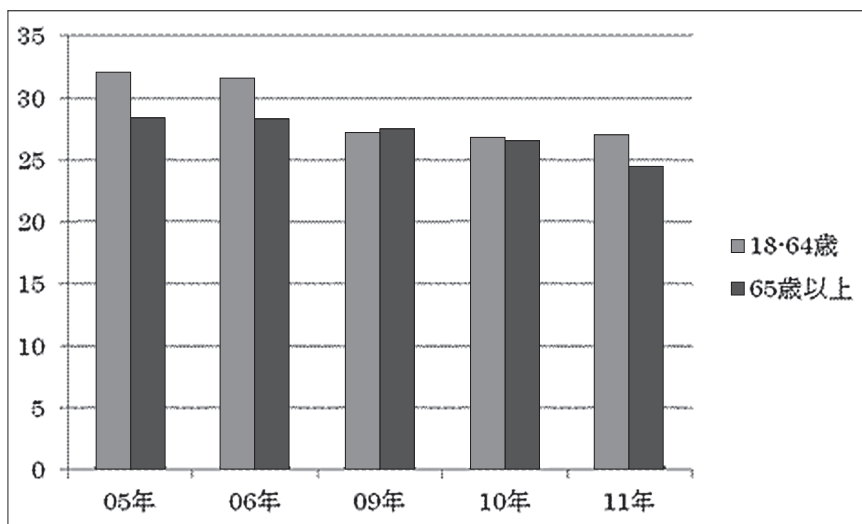
②以上は、法定上の世代間負担率を比べた。これに対して、図表7-15は現実の世代間負担率を、時系列的に示す。ここでの負担率は現役世代と退職世代、それぞれの世代の平均負担率の実際の値である。ここで現役世代は18-64歳を、退職世代は65歳以上を指す。

すなわち、負担率 = (勤労所得税 + 年金保険料 - 保険料税額控除 - 勤労税額控除) / 査定所得、であり

査定所得 = 課税前勤労所得 - 通勤費控除 - 個人年金保険料控除
である。

この査定所得は基礎控除前であることに留意されたい。したがって上限値つきの通勤費控除と個人年金保険料控除を無視すると課税前所得と同一となる。他

図表7-15 世代間負担率%



〔出所〕 Skatteverket [2007]～Skatteverket [2013], ch.7より筆者算出。

方、実際の数字は両者を考慮に入れた値なので、課税前勤労所得が同額である場合、18-64歳の負担率の分母が65歳以上のそれより低くなる。その点に関する限り18-64歳の方の負担率を引き上げることになる。

図表7-15によると現役の負担率の方が若干高いが、退職世代との差はそう大きくないのが印象的である。2009年と2010年はほぼ同一の負担率である。勤労税額控除を多く受ける現役の負担率が高くなるのは、主に課税前所得の平均値が退職世代より高いことによると思われる。

V. 職域年金による公的年金の補完と年金税制

1. しくみ

(1) 次に職域年金をとりあげる。本章では集団ベース型のうち、特に以下の民間企業の被用者向けの制度を紹介する。

① ITP（民間ホワイトカラーを対象） 2007年1月より，給付建てからDC型へ移行した。すなわち， ITP_1 とよばれる年金制度であり，これは，1979年以降生まれの者及び2006年以降加入した企業の被用者を対象としている。なお，1978年までの生誕者は依然として ITP_2 とよばれる給付建て方式である。

② SAF-LO（民間ブルーカラーを対象）2000年1月よりDC型へ移行した。

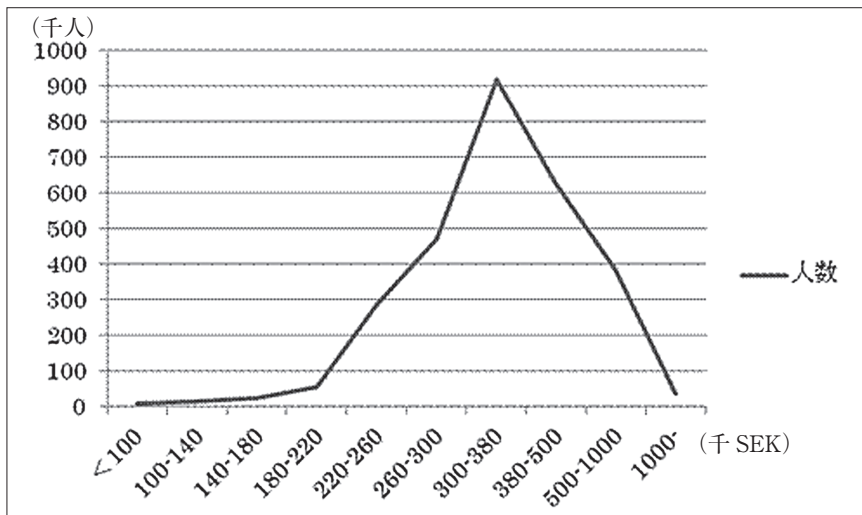
（2）その仕組みをNDCとの関係に注目しながら整理する。

①保険料率

第一に，NDC保険料の定率適用部分，すなわち $7.5 \times IBA$ までの勤労所得440622SEK，に対して4.5%の保険料を課す。NDCの定率部分の保険料を上乗せするわけである。

第二に， $7.5 \times IBA$ を超える勤労所得に対して，30%の保険料を課す。つまり勤労所得を X とすると $(X - 440622)$ に30%を課す。NDCの保険料が天井となる部分の保険料上乗せである。なお図表7-16にもとづく2012年の440622SEKを超える勤労者は，上位の約26%に該当する⁹⁾。

図表7-16 勤労者の所得分布（2012年）



〔出所〕 Skatteverket [2014], p.120, 7.5 Tabell より。

たとえば、上記の $X = 546000\text{SEK}$ としよう。この値は企業の保険料費用控除が認められる最大所得である。この場合、当該勤労者の保険料総額 $= 440622 \times 0.045 + (546000 - 440622) \times 0.3 = 19828 + 31613 = 51411\text{SEK}$ となり、第一のNDC対応部分だけの勤労者（勤労所得440622）の19828SEKの約2.59倍となる。結局、この職域年金制度は所得の高い勤労所得者を中心対象とする制度と言える。

②上記の保険料（掛け金）は企業が拠出する。そして、この保険料には勤労所得税が課されていない。

③25歳から事実上の強制加入であり、原則65歳になる前月まで保険料が支払われる。また、65歳以降も会社と被用者が合意すれば可能である。

④勤労者は掛け金の投資先、すなわち、保険会社を選択し、あわせて、投資方法である伝統的年金保険か変額保険年金かを選択する。なお、 ITP_1 では掛け金の半分以上を伝統的年金保険に振り向けなければならない。SAF-LOでは、この種の規制がなく自由な投資選択が認められている。なお、伝統的年金保険は、最低年金を保障するタイプであり、保険会社が投資を担う。最低年金のレベルは保険会社によって異なる。しかし、保険会社の選択自体は被用者の責任である。変額保険については、勤労者がファンドマネージャーを選択し投資の責任を負う。

⑤年金引き出し

年金の引き出しは55歳（早期引き出し）から可能である。また部分年金の選択もできる。引き出しの種類について、死亡時までのAnnuity（分割給付）又は期限付きの一括給付（最短5年間）を選べる。

2. 職域年金に期待される公的年金補完機能

上記から職域年金は、中心的には、公的年金における保険料のCeiling部分で決定される年金額の上乗せ機能を、期待されていることがわかる。公的年金では年金元本の増加とならない保険料（掛け金）＝所得の部分に、職域年金を適用することによって、年金元本の増大を図るわけである。これにCeiling部

分までの保険料上乘せが加わっている。

また、職域年金の掛け金のインデックスは、利子率または資本の成長率であるので、収益部分に対しても補完機能を持つ。NDCのインデックスが賃金成長率であるからだ。言い換えれば、公的年金における積立部分が担っている役割の補完を担っているわけである。より具体的には、以下の二つが考えられる。

第一に、賃金成長率自体が低いケースのNDC利回りを補完する。

第二に、NDCの自動調整システムが発動するケースによる利回りの低下を補う。既述のように、このシステムは、賃金総額の変化率でインデックスされる理論的債務を基準にして、財政的安定性を目指す。賃金総額を WL ＝一人当たり勤労所得×被用者数とすれば、その変化率は $\Delta W/W + \Delta L/L$ であり、 $\Delta L/L < 0$ の時、NDC年金のインデックスは $\Delta W/W$ より低く設定される。職域年金のインデックスは利子率または資本の成長率であるので、自動調整システムが発動する場合の掛け金利回りの低下を補償し得る。

3. 税制は職域年金の役割と整合的か

(1) 概 略

図表7-17は職域年金税制の概略を示す。保険料はすべて企業拠出である。本人拠出はない。いわゆるE-T-Tタイプの一種であり、年金基金の収益段階で課税する点が公的年金税制と異なっている。給付段階については公的年金税

図表7-17 職域年金税制の概略

	掛け金	収 益	給 付
被用者	非課税 賃金とみなさず	15% 保険会社*	勤労所得として課税
企 業	法人税の費用控除（制限付） 特別賃金税24.6%		

(注) 収益課税の納税義務者は保険会社である。

〔出所〕 Svenskt Näringsliv [2014], p.19にもとづき筆者作成。

制と同様に勤労所得して課税されるので、本項では略述にとどめる。

(2) 掛け金段階の課税

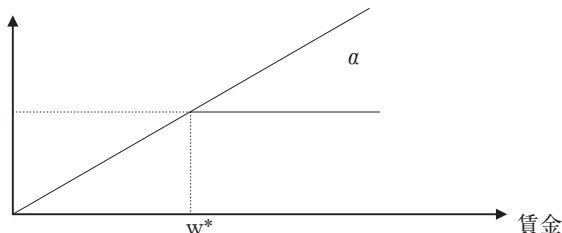
①企業拠出による被用者への掛け金は、個人所得税課税前のFRINGE・ベネフィットの一種であるが、それをみなし賃金として扱わず非課税とされる。これは所得タイプ年金課税方式のうち、いわゆるブループリント方式を適用したものである¹⁰⁾。

②企業については、第一に、掛け金は総賃金の35%までは法人税の費用として控除される。しかし、個々の被用者（一人当たり）に対しては、IBA（所得基礎額）の10倍（2012年だと546000SEK）までの所得に課される掛け金を、費用控除の上限とする。ちなみに、この所得を超える者の比率は13.6%である¹¹⁾。費用控除の制限により、極めて勤労所得水準の高い者への職域年金適用を抑制しようとするねらいである。

第二に、掛け金に対して24.26%の特別賃金税が課される。課税理由は、通常の賃金には、企業持ちの31.48%の社会保険料が課されるためである。ただし、特別賃金税は社会保障受益を与えない一般税である。図表7-18に見るように通常の賃金に課される社会保険料は青天井であり、その途中の w^* に対応する社会保険料までしか受益権を与えない。図の a の部分是一般税として使用される。掛け金に対する特別賃金税はこの a の役割を果たす。

なお、特別賃金税率<社会保険料率なので、24.26%以上の税率に直面する

図表7-18 企業拠出保険料と社会保障受益権
社会保険料



〔出所〕 筆者作成。

勤労所得者に、現金の賃金から職域年金への所得シフトを促すという意見がある¹²⁾。

(3) 収益段階の課税—15%のみなし課税

①年金基金の運用益は、その発生段階で課税される。いわゆる所得税主義の年金課税の考え方的一种である。

まず、納税義務者は保険会社であって年金加入者ではない。課税ベースは、その年初の年金基金総額×みなし利子率＝みなし収益である。みなし利子率は国債の利回りを採用している。

そして、このみなし収益に15%の税率が課される。周知のように、二元的所得税では一般金融商品は実現収益に30%の税率が課される。職域年金については、法定税率を一般金融商品の1/2に設定しているわけである。その意味では所得税主義の年金課税とはいえ、包括的所得税ではなく二元的所得税を前提として、さらに後者より低率の収益課税を行うシステムである。

保険会社への課税であるが、実質個人課税の代理を目指している。二元的所得税での資産所得税そのものが資産所得間と投資家間で30%の均一税率であるので、均等な限界税率の半額課税を課しているわけである。

この15%という税率水準については、以下のように、課税の中立性の観点から批判が為されている。

第一に、Bergström, Palme & Persson [2010] らは、25歳から職域年金に加入し、年金基金が資産運用し57歳から引き出すケースと、個人が同年齢に直接金融資産を購入するケースの資産価値を、シミュレーションにより比較している。利子率などの変数は歴史的データによる。その結果、職域年金はスウェーデンの株式ファンドを個人購入する場合の1.4倍の資産価値を持つという。そこで、彼らはこの事態を課税の中立性侵害とし、15%の税率を27%へ引き上げることを提言した¹³⁾。なお、27%という値は、個人が購入する民間の養老保険（資本保険と呼ばれている）の基金収益に適用される法定税率である。

第二に、Sørensen [2010] は、スウェーデンの資産所得税制における問題

点として、職域年金収益の軽減課税が、通常の金融貯蓄と職域年金との資産選択行動へ与える効果を取りあげ、それによるディストーションの大きさを推計している。ここで重要な役割を果たす限界実効税率は、両貯蓄における課税前収益率を $r(5\%)$ 、インフレ率を $\pi(2\%)$ と置き、

$$\text{職域年金収益の限界実効税率 } t^i = 0.15(r + \pi) / r$$

$$\text{金融貯蓄の限界実効税率 } t^s = 0.3(r + \pi) / r$$

とし、 t^i を21%、 t^s を42%としている。

そして限界実効税率格差によるディストーションは無視できない大きさであり、そこから年金税制の改革＝収益課税の税率引き上げを求めている¹⁴⁾。

他方で、他の多くの国々では年金の収益は非課税であり、現行税制のもとでのスウェーデンにおけるディストーションは他国より少ないとして、一定の評価をも行っている¹⁵⁾。

②上記の批判に対する筆者の見解は、以下のとおりである。

第一に、DC型公的年金は、長寿化リスクへの対応やNDCの財政的安定のために、年金受益者サイドの調整を求めている。この種の公的年金調整策に対し、職域年金の補完機能が必要と考えられ、職域年金収益の軽減課税政策には一定の根拠がある。課税の中立性のみで、年金税制を判断するのは妥当ではない。

第二に、職域年金は、他の金融商品の購入のような任意の貯蓄とは、異なる側面をも持つ。たとえば、ITP₁では半額以上は伝統的保険への投資を求め、さらに引きだし可能年齢を55歳以上、原則65歳以上という制限がある。Sørensen [2010] が想定するような、自由な資産選択行動のみを基準にすることの妥当性が問われる。

第三に、Sørensen [2010] も述べているように、収益発生段階での課税はEU内部で稀である。そのことからDiamond [2009] によれば、EUから、現行のETTからEETへの規制圧力、すなわち、収益段階の非課税措置採用の圧力の可能性もあると言う¹⁶⁾。このような情勢の中で、スウェーデン一国が収益課税の一層の強化を打ち出すことは如何なものであろうか？

ただ第四に、職域年金の主要対象が上位所得者である点は、再検討の余地があると思われる。収益課税の軽減による利益が上位所得者中心になるからである、さらに、SAF-LOでは変額年金への自由な選択を認めている。職域年金における変額年金の内容が個人用の民間の養老保険に類似している場合、対個人との関係では、現行税制は不公平であろう。したがってそのような変額年金については Bergström, Palme & Persson [2010] の主張するように税率引き上げが正当化されよう¹⁷⁾。当面、このような部分的改革にとどめるのが妥当と考えられる。

(4) 給付段階の課税

この段階における税制の特徴は、第一に、職域年金も公的年金と同様に、勤労所得税として課税され、年金所得としての課税優遇制度がない点である。むしろ勤労税額控除を考慮すると、労働所得より重課される。高齢者の労働促進税制と言える。

第二の特徴は、これも公的年金と同様に、累進課税が適用される。勤労所得そのものが累進税制であるからだ。この点、職域年金のケースについて若干の問題を引き起こす可能性がある。職域年金は公的年金、とくにNDCと異なり、死亡時までの Annuity 又は期間限定の一括給付を選択できる。この場合、勤労所得税の累進課税は、年金資産の生涯保険か期間限定かという選択に非中立的となる。後者の場合の方の税負担が大きくなるからである。ちなみに Hagen [2015] によれば、一括給付（最短5年もののが中心）の選択割合は2008年の20%から2013年には31%になった¹⁸⁾。ただし、引き出し者は完全なDC型年金の受給者ではない。

しかし、年金の給付段階での累進課税は、年金受給階層での所得再分配作用を持つ。DC型年金の場合、この特色は意義深い。なぜなら、年金額が生涯保険料によって決定されるからである。生涯保険料は勤労所得によって決まるが、人々の所得格差が勤労能力で決定されるならば、その代理指標として勤労所得が有効であり、その成果である年金所得に対する累進課税が正当化され

る。

さらに一括給付型は高齢者の過剰消費，すなわち，近視眼的な視野による現在消費を過大にする傾向があるとも言われている。生涯保険か期間限定かという選択に税制が中立的であるべきか否か，という論点自体検討されるべきである。

VI. 結び—わが国への教訓

わが国への教訓を抽出して本稿の結びに代えたい¹⁹⁾。

1. 公的年金制度におけるリスク対応

第一の教訓は，年金財政不安定リスクや個人の長寿リスクへの対応を，主として年金受益層に求めている点である。その際の大原則は現役の保険料率一定である。この点が，保険料引き上げで対応しようとする確定給付型賦課方式と大いに異なる。そうではなくスウェーデンでは，平均余命の長期化がもたらす年金財政不安定リスクに対して，裁定年金の年当たり年金をコーホート別の平均余命によって調整している。

しかし，スウェーデンの年金制度は，単に高齢者に年金受給額の調整を求めるだけではない。年金制度それ自体が，高齢者の勤労促進措置＝年金増額措置を含んでいることが重要である。高齢者が勤労を継続する場合，保険料支払いによる掛け金額の増加より，既存掛け金の利回り分増加の方が掛け金残高の増加に寄与するので，部分年金を選択し短時間でも働くことが有利となる。しかも部分年金受給による「年金の支払い停止措置」はない。さらに，勤労促進のために公的年金の受給開始時期の選択，部分年金の選択をフレキシブルにしている。高齢者自ら年金受給額を増額し，自己の長寿リスクに対応できるシステムでもある。

2. 公的年金と職域年金の役割分担

高福祉国家といわれるスウェーデンにおいても公的年金だけでなく、それを補完する職域年金が存在し、しかも、職域年金が年金制度全体の中で重要な地位を占めていることが教訓的である。

特に公的年金と職域年金の役割分担関係が注目される。つまり、公的年金はDC型であるが、賃金成長率を「利回り」とする掛け金型賦課方式を中核とする。しかもその「利回り」は、自動調整措置の発動により引き下げられる可能性が存在する。公的年金にもファンドの成長率を利回りとする積立方式も存在するが、そのウエイトは2.5%/18%と小さい。この公的年金における積立部分を補完するものとして職域年金が位置づけられる。職域年金はファンドの成長率が利回りであるからだ。職域年金が公的年金の限界に即した補完的役割を担っているわけである。しかもその普及率は被用者の約9割に及ぶ。

スウェーデン以上に、公的年金の財政維持可能性に不安のあるわが国は、私的年金の役割とウエイトを再検討すべきであろう。

3. 年金税制

年金税制の教訓として以下の三点が重要である。

(1) 第一に、本人保険料の税額控除措置についてである。この政策は、すでに述べたようにDC型公的年金の税制としてはふさわしくない。

ただわが国の現状のように、公的年金が世代間移転をもたらしている場合には、保険料のかなりの部分は低所得の段階から課される社会保障目的税に等しい。そこで現役の負担、特に現役の低所得層の負担軽減策・再分配政策として、保険料の税額控除措置は検討の余地がある。低所得層の保険料負担の実質的軽減を図りつつ、年金受益権を積み上げる。現在の格差緩和ばかりでなく、将来発生するであろう格差をも緩和し得る。

さらに、わが国の場合、将来世代の公的年金における所得代替率の低下が予想され、私的年金による補完機能が期待される。低所得者の私的年金加入促進

策として税額控除政策は検討に値する。

(2) 第二に、職域年金の収益課税方式が注目されるべきである。スウェーデンでは、納税義務者を職域年金の保険料を支払う企業ではなく、保険料運営を担う保険会社とし、その基金残高×利率を課税ベースとし、通常の金融資産収益に対する税率の半分15%を課している。この方式は、一種の発生ベース課税とはいえ、あくまで、年金収益を享受する加入者個人に対する課税の代理である。金融資産収益がもともと均一税率(30%)である点も、投資家の限界税率に即した軽減税率を実現し、職域年金の補完的機能をサポートできる。DC型年金では運用リスクは被用者が負うので、このような措置こそ妥当である。わが国のように企業型DC年金に、企業を納税義務者とする特別法人税を適用するのは不自然である²⁰⁾。

(3) 第三に、年金の給付段階の課税方式がおおいに参考になる。まず、スウェーデンでは公的年金および職域年金双方を、受給段階で勤労所得として課税ベースに算入している。しかも勤労所得税が累進課税であるので、年金も累進課税となる。

この措置はDC型年金と整合的である。なぜならDC型年金額は生涯保険料によって決定され、生涯保険料は勤労所得の一定率であるからだ。掛け金段階での勤労所得税非課税措置を、受給段階での勤労所得課税措置で取り戻す措置にはかならない²¹⁾。さらに、人々の所得格差が勤労能力で決定されるならば、その代理指標として勤労所得が有効であり、その成果である年金所得に対する累進課税が正当化される。

したがって、受給段階の年金所得に固有の控除制度は必要とされないし、事実存在しない。所得控除としては労働所得と共通の基礎控除があるだけである。このような制度によって、低中レベルの年金所得も確実に課税され、地方政府による現物社会保障給付の有力な財源となっている。さらに累進税制であるので世代内の所得再分配作用をも持つ。現役世代と年金世代との税負担の比較では、勤労税額控除によりむしろ現役層に有利な税制である。

これに対し、わが国では、同じく給付段階課税方式を採用していながら、年

金所得を給与所得とは異なる雑所得として扱い、年金所得固有の公的年金等控除を設けている。その結果、多くの年金が給付段階でも非課税となり、事実上E-E-Tより優遇している。受給年金に対して非課税・低率課税が支配的となり、世代内再分配も十分に実現しないし、年金受給に世代間移転が存在しながら、世代間税負担も年金生活者に有利である。

また、スウェーデンでの給付段階課税は、高齢者用の勤労税額控除制度にみられるように労働促進的であり、(1)で述べた公的年金の長寿リスク対応措置と整合的である。わが国の場合、高齢者（年金生活者）の労働を促進する税制は存在しない。

4. わが国の税制改革への含意

上で述べた給付段階課税におけるスウェーデンの長所は、同国の勤労所得税制そのものの帰結でもあることに留意すべきである。スウェーデンの勤労所得税は、年金を勤労所得の一部として課税することの他に、勤労所得税の所得控除がきわめて少ないこと、代わりに勤労税額控除が存在すること、勤労所得税の圧倒的部分が、課税勤労所得に対して均一税率の地方税であること、それを基本にしつつ、国税として累進部分を加味していること等などの特徴を持っている。

これらの特徴が年金税制における財源調達力・世代内再分配作用・現役に有利な世代間負担をもたらしているわけである。したがって、わが国も年金税制改革にあたり、勤労所得税制（住民税を含む）自体の改革をも視野に入れることを望みたい。

※ 本章は、2014年度早稲田大学特別研究期間制度による研究成果の一部である。

[注]

1) スウェーデンの年金税制については個人年金も含めて、馬場〔2011〕で簡単に紹介した。本章

は、公的年金のリスク対応機能や、公的年金と職域年金の役割分担関係を具体的に明確にした上で年金税制のあり方を論じる。

- 2) Hagen, J [2015] p.553による。
- 3) この他に注目すべき措置として Child Care Credit がある。Palmer, E [2000] p.16によれば、これは子どもが生まれて4年間、国が Child Care 'Earnings' を与えて、その両親のいずれかの Pension Base を補完する措置である。通常、当該期間の所得の低い親の方を補完する。
Child Care 'Earnings' は、以下の3つの算出方法から、もっとも有利と思うものを親が選べる。第一は、すべての年金保険加入者の平均賃金の75%に等しい額を付加する、第二は、子どもが生まれる前の年の当該個人の賃金に至るまでを付加する、第三に、一人当たり賃金にインデックスされた一定額を付加する。
第一は、子どもが生まれる直前に稼得ゼロの人をカバーし、第二は、子どもの生誕後、勤労を止め、主として家庭で過ごす人をカバーし、第三は、職場に復帰する人をカバーすることを目標とする措置である。
なお、失業手当や疾病給付、Child Care の Pension Base 算入・付加措置は NDC だけでなく積立部分にも適用される。
- 4) 本来は NDC と積立部分とに分けて生涯保険料と利回りを算出するべきである。
- 5) 最低生活費の値は Swedish Pension Agency [2015], p.24 より。
- 6) Swedish Pension Agency [2014] p.48 より。なお、NDC の利回りは後述する自動均衡装置発動後の値である。
- 7) Regeringskansliet [2005] より。
- 8) 通勤費控除と個人年金掛け金控除を省略している。ともに上限値が設定され少額である。さらに、個人拠出の公的年金保険料が天井額以下になる勤労所得水準を想定している。
- 9) Skatteverket [2014a] p.120より筆者算出。
- 10) 藤田 [1992], 246頁より。
- 11) Skatteverket [2014a] p.120より筆者算出。
- 12) Bergström, Palme & Persson [2010] p.88.
- 13) Bergström, Palme & Persson [2010] pp.83-87. より。
- 14) Sørensen [2010] pp.243-249より。
- 15) Sørensen [2010] p.249より。
- 16) Diamond [2009] p.28より。
- 17) 実際に、2012年より職域年金における該当する変額年金に対しては、税率が民間の養老保険とともに30%に引き上げられた。
- 18) Hagen [2015], p.551より。
- 19) 以下では、現在のわが国への教訓の抽出に焦点を当てる。スウェーデンが直面する課題、たとえば、年金受給者の他国への移動可能性と年金課税のあり方、職域年金と個人年金の関連などには触れない。
- 20) 特別法人税は現在停止中である。なお、わが国の特別法人税の問題点について、國枝 [2011] を参照。
- 21) ただし、実際は公的年金の本人保険料は課税されたうえで、本人保険料自体は税額控除される。

たびたび指摘したように、この措置はスウェーデンのコンテキストでは問題である。受益段階への課税引きのばしであるなら、本来所得控除がふさわしい。

[参考文献]

- Anderson, T.M [2008], “The Scandinavian Model-Prospects and Challenges,” *International Tax and Public Finance*, pp.45-66.
- Anderson, T.M [2015], “How Should Pensions be Taxed? Theoretical Considerations and the Scandinavian Experience,” *CESifo Working Paper*, No.5660, pp.1-28.
- Bergström, A., M. Palme & M. Persson [2010], *Beskattning av Privat Pensions-sparande*, Financedepartementet.
- Diamond, P [2009], *Economic Globalisation and Swedish Pension*, Expert Report no.28 to Sweden’s Globalisation Council.
- Hagen, J [2015], “The Determinants of Annuitization : Evidence from Sweden,” *International Tax and Public Finance*, Vol.22, Number4, pp.549-578.
- Lindbeck, A & M. Persson [2003], “The Gains from Pension Reform,” *Journal of Economic Literature*, Vol. XLI, pp.74-112.
- Palmer, E [2000], “The Swedish Pension Reform Model : Framework and Issues,” *Social Protection Discussion Paper*, No.0012, The World Bank, pp.1-49.
- Regeringskansliet [1999], *Regeringens Proposition 1999/2000*, Bilaga 3.
- Regeringskansliet [2005], *Regeringens Proposition 2005/06*, pp.120-121.
- Settergren O [2001], “The Automatic Balance Mechanism of the Swedish Pension System,” *Working Papers in Social Insurance*, Number2.
- Skatteverket [2007], *Skattestatistisk Årsbok 2007*.
- Skatteverket [2008], *Skattestatistisk Årsbok 2008*.
- Skatteverket [2009], *Skattestatistisk Årsbok 2009*.
- Skatteverket [2010], *Skattestatistisk Årsbok 2010*.
- Skatteverket [2011], *Skattestatistisk Årsbok 2011*.
- Skatteverket [2012], *Skattestatistisk Årsbok 2012*.
- Skatteverket [2013], *Skattestatistisk Årsbok 2013*.
- Skatteverket [2014a], *Skattestatistisk Årsbok 2014*.
- Skatteverket [2014b], *Skatteuträkningsbroschyren 2014*.
- Statistics Sweden [2016], Life Expectancy 1751-2015.

- Summers, L. J. Gruber & R. Vegasa [1993], "Taxation and the Structures of Labor Markets," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.94, pp.385-411.
- Svenskt Näringsliv [2014], *Statutory and Collective Insurance Schemes for the Swedish Labour Market 2014*.
- Swedish Pension Agency [2014], *Orange Report-Annual Report of Swedish Pension System 2013*.
- Swedish Pension Agency [2015], *Orange Report-Annual Report of Swedish Pension System 2014*.
- Sørensen, P.B [2010], *Swedish Tax Policy : Recent Trends and Future Challenges*, Regeringskansliet, Ministry of Finance.
- Valdes-Prieto, S [2000], "The Finance Stability of Notional Account Pensions," *Scandinavian Journal of Economics*, vol.102, Number3, pp.395-417.
- 國枝繁樹 [2011], 「税制と年金」, 『年金と経済』 Vol.29, No.4, 年金シニアプラン総合研究機構, 13-18頁。
- 厚生労働省 [2005], 『スウェーデンの年金制度の概要』 <http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/pdf/shogaikoku-sweden-pdf#search>.
- 馬場義久 [2004], 「スウェーデンの二元的所得税制—その到達点と日本への教訓—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所, 209-230頁。
- 馬場義久 [2011], 「スウェーデンの年金課税」, 『年金と経済』 Vol.29, No.4, 年金シニアプラン総合研究機構, 24-32頁。
- 藤田晴 [1992], 『所得税の基礎理論』, 中央経済社。